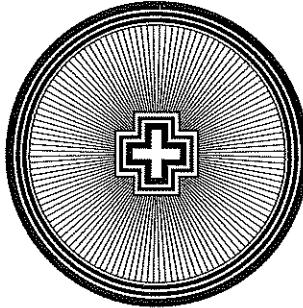


第51回  
医療功労賞  
(令和4年度)  
募集要項



主 催：読売新聞社  
後 援：厚生労働省、日本テレビ放送網  
協 賛：AINホールディングス

## 1. 主 旨

優れた地域の医療従事者に支えられ、世界有数の健康大国とされる日本。社会の高齢化が急速に進行する現在、地域医療への期待と重要度は増しています。医療功労賞は1972（昭和47）年に、地域医療への貢献者を顕彰する目的で読売新聞社が創設し、これまで多くの医療関係者を表彰してきました。

日本では、全国各地に張り巡らされた医療ネットワークが、世界最高水準の平均寿命と極めて低い乳児死亡率を支えてきました。主要国で最も早く進む高齢化を支えてきたのは、都市部から山村、離島まで、地域に密着した医療を提供し続けてきた医療従事者の献身的な活動です。高齢者が望む暮らしを続けられるように、医療や介護の専門職だけでなく、行政や地域住民、企業などが一体となって支えていく仕組み「地域包括ケアシステム」の構築が進められるなか、本賞の意義はますます高まっています。

医療功労賞は創設以来、地域医療に携わる約4800名を表彰し、その中でも特に優れた778名を中央表彰受賞者として顕彰して参りました。1983年以降、中央表彰受賞者は例年、天皇皇后両陛下に拝謁を賜っています。

令和4年度（2022年度）からは、従来の都道府県表彰に代わって全国を8ブロックに分けた「地方表彰」を創設し、厚生労働省と地方厚生局（全国7局、1支局）と連携して受賞者を選び、表彰します。その後、地方表彰の受賞者の中から10人の中央表彰者を選びます。

本賞が、地域住民の健康に尽力する医療従事者の励みとなるとともに、すべての人が適切な医療を受けられ、健康で安心して暮らせる社会の実現に貢献することを願っています。

## 2. 表彰対象者

過疎地域や離島、被災地など困難な環境下で、地域住民の健康増進・疾病予防・治療業務に献身的に携わっている医療従事者。もしくは、障害を持った方や難病の方の支えとなる活動を行っている医療・福祉・介護分野の関係者。

## 3. 地方 表彰

各都道府県より、中央選考委員会に推薦された人の中から計35名程度。下記のブロックごとに表彰する。各ブロックの対象地域は2ページの通り。

北海道ブロック

東北ブロック

関東信越ブロック

東海北陸ブロック

近畿ブロック

中国ブロック

四国ブロック

九州ブロック

賞として、受賞者全員に以下を贈呈します。

地方厚生（支）局長賞（表彰状）

記念品

4. 中央表彰 地方表彰者の中から10名以内。  
賞として、受賞者全員に以下を贈呈します。  
厚生労働大臣賞（表彰状）  
読売新聞社賞（メダル）  
日本テレビ放送網賞（記念品）ほか

5. 発 表 令和5年3月上～中旬 読売新聞紙上

6. 表彰式 <地方表彰>  
令和5年1月 各地方厚生（支）局所在地  
<中央表彰>  
令和5年3月 東京都内  
予定

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸ブロック	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



## 推薦・選考の流れ

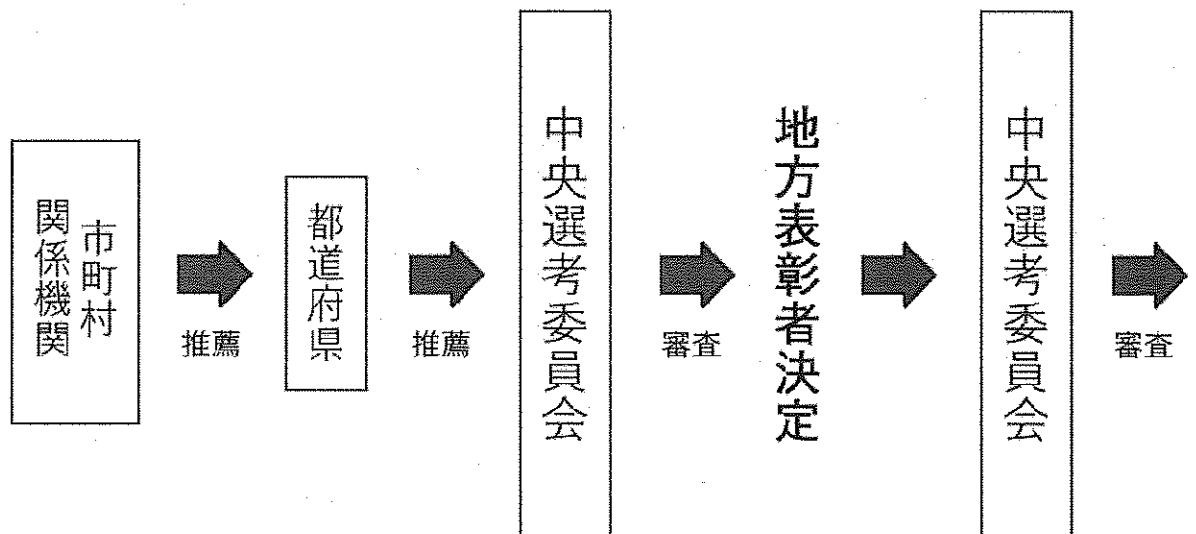
### <地方表彰>

各都道府県知事が市町村・関係機関からの推薦をとりまとめ、選考の上で候補者（上限2名）を中央選考委員会に推薦。審査を経て表彰者が決まります。

### <中央表彰>

地方表彰者のうち、最終審査を経て中央表彰者が決まります。

## 中央表彰者決定



### 参考 過去の主な受賞者の職種

医師	歯科医師	保健師	助産師
看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師
理学療法士	作業療法士	視能訓練士	臨床工学技士
義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指圧師
鍼灸師	薬剤師	衛生検査技師	歯科技工士
柔道整復師	言語聴覚士	社会福祉士	介護福祉士
精神保健福祉士	ケアマネジャー	ソーシャルワーカー	

# 医療功労賞 中央選考委員会委員

自治医科大学 学長	永 井 良 三
国立保健医療科学院 院長	曾 根 智 史
国立成育医療研究センター 理事長	五 十 巖 隆
結核予防会 代表理事	尾 身 茂
国立療養所多磨全生園 園長	正 木 尚 彦
日本赤十字豊田看護大学 学長	鎌 倉 や よ い
○厚生労働事務次官	吉 田 学
厚生労働省医政局長	伊 原 和 人
厚生労働省健康局長	佐 原 康 之
AIN HOLDINGS 代表取締役専務	首 藤 正 一
日本テレビ放送網 代表取締役社長執行役員	杉 山 美 邦
読売新聞グループ本社 代表取締役社長	山 口 寿 一
読売新聞東京本社 取締役事業局長	吉 村 秀 夫

○は座長

(敬称略、予定)

令和4年4月1日現在

# 推 薦 要 項

## 注意

### 候補者の個人情報について

推薦にあたって記載される候補者の個人情報は推薦者を通じ、主催者・後援団体・中央選考委員会に共有されます。個人情報は、選考や選考結果の通知、報道、本賞関連制作物などに使用されます。推薦の際には、署名と押印のある候補者の同意書を送付してください。

### 関係書類の記載内容について

提出書類の内容に事実と異なる記載がある場合や、本賞の授与にふさわしくないと判断される事実が判明した場合は、受賞した後であっても受賞が取り消される可能性があります。

## ① 国 内 部 門

### 1. 応募資格

- ① 地域住民の支えとなる健康増進・疾病予防、治療を行い、15年以上献身的に職務に励んで功績をあげた医療従事者で、現在も医療業務に従事している人。
- ② 50歳以上（令和4年8月22日現在）。
- ③ 過去に褒章（紺綬褒章を除く）、叙勲、医療功労賞(本賞)、保健文化賞、障害者自立更生等厚生労働大臣表彰など天皇皇后両陛下への拝謁を伴う表彰を受けていない人。

### 2. 推薦手続き

候補者を推薦する市町村、関係する団体または個人は、審査資料を7ページの記入要領に基づいて作成し、締め切り期日必着で所在地の各都道府県庁に郵送してください。

### 3. 審査資料

- A) 候補者推薦書
- B) 候補者同意書
- C) 活動範囲を示した地図
- D) 新聞や雑誌の記事など、功績を判断する上で参考となる資料（印刷物に限る）
- E) 上記（A）のExcelデータ、（B）のPDFデータが入ったCD-ROM

※（A）候補者推薦書は、医療功労賞のホームページ（<https://events.yomiuri.co.jp/iryo>）からダウンロードしてください。

### 4. 締め切り

令和4年8月22日（月）（必着）

## 5. 各都道府県の手続き

① 各都道府県担当者は、市町村・関係機関の推薦をとりまとめ、選考の上、9月13日(火)までに候補者を中央選考委員会に推薦してください。推薦の際は必ず「推薦候補者個人表」(医療功労賞のホームページよりダウンロードしてください)に必要事項を記入し、推薦者欄に知事名を明記・押印してください。推薦候補者個人表は審査資料一式と併せて②の宛先に郵送してください。また、推薦候補者個人表と候補者推薦書のExcelデータ(PDF形式は不可)をjdai@yomiuri.comまでお送りください。

### ② 提出資料

- ・(郵送) 5ページ記載の「審査資料」A～D
- ・(郵送) 推薦候補者個人表
- ・(メールでjdai@yomiuri.comへ送付)「候補者推薦書」「推薦候補者個人表」のExcelデータ

郵送先 〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社次世代事業部「医療功労賞」事務局 電話：03-3216-8598 FAX：03-5200-1877
--

### ③ 手続き上の注意事項

#### ① 各都道府県の推薦枠

各都道府県知事が中央選考委員会に推薦できる候補者数は2名以内です。

#### ② 「推薦候補者個人表」記入上の注意

- ・市町村・関係機関から挙がってきた審査資料を基に、各都道府県が独自に調査を行って真実と認めた事項のみを記入してください。
- ・【推薦理由】の項目には、推薦候補者の功績をできるだけ詳しく、具体的な数字や過去のエピソードなどを挙げて説明してください。
- ・地理的に困難な環境下での功績が認められる場合は、勤務地の自然環境や人口などを詳細に記載してください。
- ・所属団体に限らず、他団体や他職種などと連携して地域包括ケアシステムの創設や発展に貢献した功績が認められる場合は、実績を詳細に記載してください。
- ・【山村振興法等適用状況】の項目には、活動地域の (a) 山村振興法 (b) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (c) 豪雪地帯対策特別措置法 (d) 離島振興法それぞれの適用の有無を記してください(申請時点ではなく、活動時期における適用状況)。

#### ③ 地方表彰受賞者について

過去に「都道府県医療功労賞」(第50回まで実施)を受賞している者は、再受賞できません。

#### ④ 過去の都道府県医療功労賞受賞者の再推薦について

中央表彰されなかった者については、その後の活動状況が中央表彰にふさわしいと思われる場合、再推薦できます。

## 記入要領

### 【候補者推薦書・推薦候補者個人表 共通】

- ① 「写真」は3か月以内に撮影したカラーのもので、正面かつ脱帽で背景のないもの（カラーコピーは不可）。裏面には氏名、都道府県名を記入する。
- ② 「職種」の記入欄は、受賞対象の活動に最もふさわしい職種を記載する。
- ③ 「医療従事年数」の記入欄は、期間を通算して記入すること。「うち功績に該当する職務への従事年数」は推薦の主たる理由となる活動の年数を記入する。
- ④ 「勤務先」は候補者が勤務する医療機関・施設・団体などの住所と名称を記入し、役職があれば記入する。
- ⑤ 「推薦理由」は候補者推薦のもっとも大きな理由を200字以上400字以内で簡潔に記入すること。なぜ本賞の候補者にふさわしいと思われるのか、活動の継続性、困難性、地域への貢献などといった側面から記入する。
- ⑥ 数字は洋数字で記入する。
- ⑦ 年号は西暦を使用する。

### 【候補者推薦書】

- ① 「推薦者役職・氏名」の欄には以下のように記入する。
  - A) 団体が推薦する場合は、推薦団体（地方自治体、医療関係団体、医療施設など）の名称および代表者の役職と氏名を記入する。
  - B) 個人が推薦する場合は、推薦者の職業および氏名を記入する。
  - C) 2つ以上の団体または個人が推薦する場合は併せて記入する。
- ②
  - A) 「活動地域の環境」項目の「活動地域」欄には候補者の主な医療活動の地域、市町村名を記入する。地域が複数にまたがる場合はその全てを記入する。また、別紙として活動範囲を明示した市町村の地図を添付する。
  - B) 「山村振興法など適用状況」の欄では、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法に定める地域に該当する場合には○で囲む。またこれに準ずる「医療環境の厳しさ」を示す地域指定がある場合は、その旨と準拠法令名を「その他」欄に明示する。活動期間中の法令適用状況を確認すること。  
現在の活動地域が法令適用外地域でも、過去に活動していた地域が各法令の適用地域だった場合は該当欄にチェックをつける。

- ③ 「賞罰歴」には行政処分も含め、年月順に以下のように記入する。
- A) 「年月」には賞罰を受けた年月を記入する。
- B) 「事項」には賞罰の名称を記入する。
- C) 「主体」には表彰した団体名を記入する。なお、主体が国または地方公共団体である場合には、大臣、局長、知事、市町村などの区別を明確に記入する。  
また表彰された分野（都道府県知事表彰、保健衛生功労など）も明記する。
- ④ 「職歴」は年月、事項および勤務期間に区分し、団体または組織などの役職も併せて記入する。
- ⑤ 「推薦活動についての主な功績」には、医療活動の功績の年月、活動場所、内容について詳細に記入する。
- ⑥ 「主たる活動内容」には、功績年数、活動地域の特徴（地理的状況や医療環境など）、業務内容、業務効果などをわかりやすく記入する。業務内容には、候補者が従事している活動の困難さや特殊性が伝わる事実を記載する。業務効果とは、候補者の医療活動が地域で継続的に根付いたり、他地域も含めて幅広く根付いたりしたケースが該当する。また、所属団体に限らず、他団体や他職種などと連携して地域包括ケアシステムの創設や発展に貢献した事が認められる場合は、実績を詳しく記入する。さらに、候補者の医療活動が地域で初めての取り組みだった場合にはその旨を、診察した患者数など実績となる回数が分かることはその数字を明記する。
- ⑦ 「今後の活動計画の概要」については候補者が今後どのような活動をしていきたいと思っているか展望を記入する。

### 【推薦候補者個人表】

- ① 「山村振興法等適用状況」については、活動期間中の法適用状況を確認し、現在の活動地域が法適用外地域でも、過去に活動していた地域が該当すれば○をつける。
- ② 「叙勲、褒章（紺綬褒章を除く）、都道府県医療功労賞などの受賞歴」は賞名の正式名称と表彰された分野（都道府県知事表彰、保健衛生功労など）を記入する。
- ③ 「推薦者」（知事名）の欄には必ず知事印を押印する。

#### 【問い合わせ】

読売新聞東京本社次世代事業部「医療功労賞」事務局

TEL：03-3216-8598

FAX：03-5200-1877

「医療功労賞」ホームページ：<https://events.yomiuri.co.jp/iryo>

「第51回 医療功労賞」都道府県別・応募先一覧

	都道府県名	県庁担当部課	住 所
北海道	北海道	保健福祉部地域医療推進局地域医療課	札幌市中央区北3条西6
東 北	青森県	健康福祉部医療業務課	青森市長島1-1-1
	岩手県	保健福祉部保健福祉企画室	盛岡市内丸10-1
	宮城県	保健福祉部保健福祉総務課	仙台市青葉区本町3-8-1
	秋田県	健康福祉部医務事課	秋田市山王4-1-1
	山形県	健康福祉部健康福祉企画課	山形市松波2-8-1
	福島県	保健福祉部保健福祉総務課	福島市杉妻町2-16
関東信越	茨城県	保健医療部保健政策課	水戸市笠原町978-6
	栃木県	保健福祉部医療政策課	宇都宮市塙田1-1-20
	群馬県	健康福祉部健康福祉課	前橋市大手町1-1-1
	埼玉県	保健医療部保健医療政策課	さいたま市浦和区高砂3-15-1
	千葉県	健康福祉部医療整備課	千葉市中央区市場町1-1
	東京都	福祉保健局総務部総務課	新宿区西新宿2-8-1
	神奈川県	健康医療局総務室	横浜市中区日本大通1
	新潟県	福祉保健部福祉保健総務課	新潟市中央区新光町4-1
	山梨県	福祉保健部医務課	甲府市丸の内1-6-1
	長野県	健康福祉部健康福祉政策課	長野市大字南長野字幅下692-2
東海北陸	富山県	厚生部医務課	富山市新総曲輪1-7
	石川県	健康福祉部医療対策課	金沢市鞍月1-1
	岐阜県	健康福祉部健康福祉政策課	岐阜市薮田南2-1-1
	静岡県	健康福祉部政策管理局総務課	静岡市葵区追手町9-6
	愛知県	保健医療局健康医療部医療計画課	名古屋市中区三の丸3-1-2
	三重県	医療保健部医療保健総務課	津市広明町13
近畿	福井県	健康福祉部政策推進グループ	福井市大手3-17-1
	滋賀県	健康医療福祉部医療政策課	大津市京町4-1-1
	京都府	健康福祉部健康福祉総務課	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
	大阪府	健康医療部健康医療総務課	大阪市中央区大手前2-1-22
	兵庫県	保健医療部医務課	神戸市中央区下山手通5-10-1
	奈良県	福祉医療部医療政策局地域医療連携課	奈良市登大路町30
	和歌山县	福祉保健部健康局医務課	和歌山市小松原通1-1
中 国	鳥取県	福祉保健部健康医療局医療政策課	鳥取市東町1-220
	島根県	健康福祉部健康福祉総務課	松江市殿町2
	岡山県	保健福祉部医療推進課	岡山市北区内山下2-4-6
	広島県	健康福祉局医療介護基盤課	広島市中区基町10-52
	山口県	健康福祉部医療政策課	山口市滝町1-1
四 国	徳島県	保健福祉部保健福祉政策課	徳島市万代町1-1
	香川県	健康福祉部健康福祉総務課	高松市番町4-1-10
	愛媛県	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課	松山市一番町4-4-2
	高知県	健康政策部保健政策課	高知市丸ノ内1-2-20
九 州	福岡県	保健医療介護部保健医療介護総務課	福岡市博多区東公園7-7
	佐賀県	健康福祉部医務課	佐賀市城内1-1-59
	長崎県	福祉保健部福祉保健課	長崎市尾上町3-1
	熊本県	健康福祉部健康福祉政策課	熊本市中央区水前寺6-18-1
	大分県	福祉保健部医療政策課	大分市大手町3-1-1
	宮崎県	福祉保健部医療政策課	宮崎市橘通東2-10-1
	鹿児島県	くらし保健福祉部保健医療福祉課	鹿児島市鴨池新町10-1
	沖縄県	保健医療部保健医療総務課	那覇市泉崎1-2-2

